令和８年４月
国　税　庁

「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第三項第三号に規定する国税庁長官が定める添付書面等及び国税庁長官が定めるものを定める件の一部を改正する件（国税庁告示第９号)」の概要

１　令和８年度税制改正における租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）の改正に伴い租税特別措置法施行規則第 18 条の 23 の２の２が削除されることから、同条を規定している部分を削除するものである。

２　この告示は、令和８年４月１日から適用する。